

【表紙】

【提出書類】	公開買付届出書の訂正届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2019年11月8日
【届出者の氏名又は名称】	株式会社バンダイナムコホールディングス
【届出者の住所又は所在地】	東京都港区芝五丁目37番8号
【最寄りの連絡場所】	東京都港区芝五丁目37番8号
【電話番号】	(03)6634-8800(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役 経営企画本部長 浅古 有寿
【代理人の氏名又は名称】	該当事項はありません
【代理人の住所又は所在地】	該当事項はありません
【最寄りの連絡場所】	該当事項はありません
【電話番号】	該当事項はありません
【事務連絡者氏名】	該当事項はありません
【縦覧に供する場所】	株式会社バンダイナムコホールディングス (東京都港区芝五丁目37番8号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

- (注1) 本書中の「公開買付者」とは、株式会社バンダイナムコホールディングスをいいます。
- (注2) 本書中の「対象者」とは、株式会社創通をいいます。
- (注3) 本書中の「法」とは、金融商品取引法(昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。)をいいます。
- (注4) 本書中の「府令」とは、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令(平成2年大蔵省令第38号。その後の改正を含みます。)をいいます。
- (注5) 本書中の記載において、日数又は日時に記載がある場合は、特段の記載がない限り、日本国における日数又は日時を指すものとします。
- (注6) 本書の提出にかかる公開買付け(以下「本公開買付け」といいます。)は、日本の金融商品取引法で定められた手続及び情報開示基準を遵守して実施されますが、これらの手続及び基準は、米国における手続及び情報開示基準とは必ずしも同じではありません。特に米国1934年証券取引所法(Securities Exchange Act of 1934。その後の改正を含み、以下「米国1934年証券取引法」といいます。)第13条(e)項又は第14条(d)項及び同条の下で定められた規則は本公開買付けには適用されず、本公開買付けはこれらの手続及び基準に沿ったものではありません。本書及び本書の参照書類に含まれ又は言及されている全ての財務情報は日本の会計基準に基づいており、米国の会計基準に基づくものではなく、米国の会計基準に基づいて作成された財務諸表と同等のものとは限りません。また、公開買付者は米国外で設立された法人であり、その役員も米国居住者ではないため、米国の証券関連法を根拠として主張し得る権利又は要求を行使することが困難となる可能性があります。さらに、米国の証券関連法の違反を根拠として、米国外の法人及びその役員に対して、米国外の裁判所において法的手続を取ることができない可能性があります。加えて、米国外の法人並びに当該法人の子会社及び関連者(affiliate)に米国の裁判所の管轄が認められるとは限りません。
- (注7) 本公開買付けに関する全ての手続は、特段の記載がない限り、全て日本語において行われるものとします。本公開買付けに関する書類の全部又は一部については英語で作成されますが、当該英語の書類と日本語の書類との間に齟齬が存した場合には、日本語の書類が優先するものとします。
- (注8) 本書及び本書の参照書類中の記載には、米国1933年証券法(Securities Act of 1933。その後の改正を含みます。)第27A条及び米国1934年証券取引所法第21E条で定義された「将来に関する記述」(forward-looking statements)が含まれています。既知もしくは未知のリスク、不確実性又はその他の要因により、実際の結果が「将来に関する記述」として明示的又は黙示的に示された予測等と大きく異なることがあります。公開買付者又はその関連者は、「将来に関する記述」として明示的又は黙示的に示された予測等が結果的に正しくなることをお約束することはできません。本書及び本書の参照書類中の「将来に関する記述」は、本書の日付の時点で公開買付者が有する情報を基に作成されたものであり、法令又は金融商品取引所規則で義務付けられている場合を除き、公開買付者又はその関連者は、将来の事象や状況を反映するために、その記述を更新したり修正したりする義務を負うものではありません。

- (注9) 公開買付け及び対象者のファイナンシャル・アドバイザー及び公開買付け代理人並びにそれらの関連者は、それらの通常の業務の範囲において、日本の金融商品取引関連法制上許容される範囲で、米国1934年証券取引所法規則第14e-5条(b)の要件に従い、対象者の普通株式を自己又は顧客の勘定で本公開買付けの開始前、又は本公開買付けの買付け等の期間中に本公開買付けによらず買付け等又はそれに向けた行為を行う可能性があります。そのような買付け等に関する情報が日本で開示された場合には、米国においても類似の方法により開示が行われます。

1【公開買付届出書の訂正届出書の提出理由】

公開買付者は、2019年8月9日付で提出いたしました第15期第1四半期（自 2019年4月1日 至 2019年6月30日）にかかる四半期報告書の記載内容に訂正すべき事項があることが判明したため、2019年11月8日付で第15期第1四半期にかかる四半期報告書の訂正報告書を関東財務局長に提出いたしました。

このため、当該四半期報告書の訂正報告書について、2019年10月10日付で提出いたしました公開買付届出書（以下「本公開買付届出書」といいます。）の記載事項における「第2 公開買付者の状況」「1 会社の場合」「(3) 継続開示会社たる公開買付者に関する事項」「 公開買付者が提出した書類」「八 訂正報告書」に記載を追加するとともに、添付書類として提出するため、法第27条の8第1項の規定に基づき、本公開買付届出書の訂正届出書を提出するものであります。

2【訂正事項】

公開買付届出書

第2 公開買付者の状況

1 会社の場合

(3) 継続開示会社たる公開買付者に関する事項

公開買付者が提出した書類

八 訂正報告書

公開買付届出書の添付書類

3【訂正前の内容及び訂正後の内容】

訂正箇所には下線を付しております。

公開買付届出書

第2【公開買付者の状況】

1【会社の場合】

(3)【継続開示会社たる公開買付者に関する事項】

【公開買付者が提出した書類】

(訂正前)

□【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第15期第1四半期(自 2019年4月1日 至 2019年6月30日) 2019年8月9日 関東財務局長に提出

事業年度 第15期第2四半期(自 2019年7月1日 至 2019年9月30日) 2019年11月12日 関東財務局長に提出予定

八【訂正報告書】

該当事項はありません。

(訂正後)

□【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第15期第1四半期(自 2019年4月1日 至 2019年6月30日) 2019年8月9日 関東財務局長に提出

事業年度 第15期第2四半期(自 2019年7月1日 至 2019年9月30日) 2019年11月12日 関東財務局長に提出予定

八【訂正報告書】

訂正報告書(上記口の2019年8月9日付第15期第1四半期にかかる四半期報告書の訂正報告書)を2019年11月8日に関東財務局長に提出

公開買付届出書の添付書類

公開買付者は、2019年11月8日付で第15期第1四半期にかかる四半期報告書の訂正報告書を関東財務局長に提出したため、府令第13条第1項第11号の規定による当該書面を添付書類 として本公開買付届出書の訂正届出書に添付いたします。

以上